

10 軽油引取税に関する調

(1) 軽油の引取数量等に関する調

区 分		数 量 ・ 件 数 (k l)
引 取 数 量 ①		215,740
課 税 対 象 と な ら な い 数 量 ②		60,961
差 引 ①-② ③		154,779
欠 減 量	特 約 業 者 分 1/100	1,428
	元 売 業 者 0.3/100	36
	計 ④	1,464
課 税 標 準 量 ③-④ ⑤		153,315
申 告 納 付 等 の 分	燃 料 炭 化 水 素 油 の 販 売 量 ( 法 144 の 2 ③ )	0
	課 税 対 象 と な ら な い 数 量	0
	軽 油 又 は 燃 料 炭 化 水 素 油 の 販 売 量 ( 法 144 の 2 ④ )	0
	課 税 対 象 と な ら な い 数 量	0
	炭 化 水 素 油 の 消 費 量 ( 法 144 の 2 ⑤ )	0
	課 税 対 象 と な ら な い 数 量	0
	み な す 課 税 さ れ た 軽 油 の 消 費 ・ 譲 渡 量 ( 法 144 の 3 ① V )	0
	課 税 対 象 と な ら な い 数 量	0
	み な す 課 税 さ れ た 軽 油 の 輸 入 量 ( 法 144 の 3 ① VI )	0
	そ の 他	5,618
	課 税 対 象 と な ら な い 数 量	5,056
	計 ⑥	5,618
	課 税 対 象 と な ら な い 数 量 の 計 ⑦	5,056
	課 税 標 準 量 ⑥-⑦ ⑧	562
合 計 ⑤+⑧		153,877

区 分		数 量 ・ 件 数 (件)	
特 別 徴 収 義 務 者 数 等	元 売 業 者	本 店 の 数	0
		登 録 数	18
		事 務 所 等 の 数	7
特 約 業 者	特 約 業 者	本 店 の 数	56
		登 録 数	117
		事 務 所 等 の 数	234
計	計	本 店 の 数	56
		登 録 数	135
		事 務 所 等 の 数	241
仮 特 約 業 者	仮 特 約 業 者	本 店 の 数	0
		事 務 所 等 の 数	0
そ の 他 の 者	そ の 他 の 者	本 店 の 数	0
		事 務 所 等 の 数	0

- (注) 1 「欠減量」とは、軽油の引取りの際に物理的に霧散してしまうとされる軽油の数量をいう(法144の14③)。
- 2 「その他」とは、特別徴収義務が消滅したときの所有量(法144の2⑥)、特約業者の自己消費(法144の3①Ⅰ)、元売業者の自己消費(法144の3①Ⅱ)、免税軽油の譲渡(法144の3①Ⅲ)、免税軽油の用途外使用(法144の3①Ⅳ)によりみなす課税された軽油及び免税軽油の不正受給(法144の22④(法144の25⑤の準用含む))により課税された軽油の合計数量をいう。
- 3 「その他」の欄のうち「課税対象とならない数量」とは、特別徴収義務が消滅したときの所有量から控除された数量(法144の2⑥)、特約業者の自己消費(法144の3①Ⅰ)及び元売業者の自己消費(法144の3①Ⅱ)によりみなす課税された軽油から控除された数量の合計数量をいう。

(2) 課税免除措置の対象となる軽油に関する調

区分	免税軽油 使用者数 等 ①	数量 ② (k l)	みなす課税		引取課税		普通徴収		通告処分・告発			
			件数	税額 (千円)	件数	税額 (千円)	件数	税額 (千円)	件数	税額 (千円)		
法 第 百 四 十 四 条 の 五	輸出	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	外国船籍の船舶の船用品	0										
	その他	0										
	課税済み	48	30,554									
	小計 ④	48	30,554	0	0	0	0	0	0	0		
法 第 百 四 十 六 四 条	化学工業	1	170	0	0	0	0	0	0	0		
	エチレン等の原料の用途	1	170									
	ポリプロピレンの製造工程等											
	石油製品製造業											
法 附 則 第 十 二 条 の 第 七 項	第一号関係	船舶	2,984	14,874	0	0	6	22	0	0	0	
		漁船	2,617	13,093			5	21				
		自衛隊		2								
		海上保安庁	3	117								
		その他	364	1,662			1	1				
	第二号関係	海上保安庁	3									
		警察の用に供する通信設備を設置し、及び管理する者	1	1	2	110						
		自衛隊の使用する機械を管理する者	1	4								
	第三号関係	消防庁及び地方公共団体										
		鉄道事業	2	7,303								
		軌道事業										
	第四号関係	農業等	専用の鉄道を設置する者									
			専用側線において車両の入換作業を営む者									
			農業等	266	240	0	0	2	1	0	0	0
			国									
			地方公共団体	7	2							
		林業等	委託を受けて農作業を行うもの									
			農地の造成又は改良を主たる業務とする者									
			その他	259	238			2	1			
			国									
第五号関係		陶磁器製造業										
		セメント製品製造業(生コンクリート製造業を除く)	7	91								
		生コンクリート製造業										
	地方公共団体											
素材生産業を営む者	44	563										
その他	30	1,322										

区 分	免税軽油 使用者数 等 ①	数 量 ② (k l)	み な す 課 税		引 取 課 税		普 通 徴 収		通 告 処 分 ・ 告 発		
			件 数	税 額 (千円)	件 数	税 額 (千円)	件 数	税 額 (千円)	件 数	税 額 (千円)	
											件 数
法 附 則 第 十 五 二 条 の 二 の 関 係 一 項	電気供給業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	汽力発電装置の助燃										
	ガスタービン発電装置										
	地熱資源開発事業										
	鉱物の採掘事業	28	4,570								
	とび・土工工事業	3	47								
	鉱さいパラス製造業										
	港湾運送業	6	260								
	倉庫業										
	貨物利用運送事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	第一種貨物利用運送事業										
	第二種貨物利用運送事業										
	鉄道貨物積卸業										
	航空運送サービス業	3	49								
	廃棄物処理事業	8	152	0	0	0	0	0	0	0	0
	地方公共団体	3	20								
	地方公共団体の長の許可等を受けた者	5	132								
	国土交通大臣の許可を受けた者										
	木材加工業	40	492								
	木材市場業	10	246								
パークたい肥製造業	2	23									
索道事業											
小計 ⑧	3,439	30,407	2	110	8	23	0	0	0	0	
アメリカ合衆国軍隊関係 ⑨											
外国公館等の暖房用ボイラー関係 ⑩											
合 計 ⑧+⑨+⑩	3,487	60,961	2	110	8	23	0	0	0	0	